

第 2 回 用瀬の流しびな総合調査委員会

令和 8 年 8 月 7 日（金）

於 鳥取市役所本庁舎 会議室 4－1

（5 は用瀬総合支所）

1. 調査票及び倫理規定について
2. 全体の調査スケジュールについて
3. 令和 8 年度の調査日程・調査体制について
4. 令和 9・10 年度の調査日程・調査体制について
5. 報告書の編集方針の検討について
6. その他

<移動>

7. 保存会等関係者協議

国選択無形民俗文化財「用瀬の流しびな」総合調査 ご協力をお願い

1. 何のための調査ですか？

目的1

行事全体の正確な記録

目的2

流しびなの歴史の解明

目的3

用瀬ならではの特徴の把握

※鳥取市教育委員会では、令和8年度～10年度の3年間で「用瀬の流しびな」行事の総合調査を実施しています。

2. どのような調査をするのですか？

🗣️ お話の聞き取り

流しびな行事の実際やむかしの様子を把握するために、行事に関わる皆さまのお話をお聞きします。

📁 行事の見学、記録

流し雛行事の準備や実際の様子を見学し、写真や動画、テキストなどで記録します。

3. 誰が調査するのですか？

- ✓ 鳥取市教育委員会が委嘱した「用瀬の流しびな総合調査委員会」の委員・補助委員が調査員として調査にあたります。
- ✓ 調査の窓口や調整は、鳥取市教育委員会・用瀬町総合支所が行います。

📷 古写真・古い記録を探しています！

昭和の頃の「流しびな」を撮影した写真や記録などはありませんか？

些細な情報でも構いません。文化財課または用瀬町地域振興課までご連絡ください。

🛡️ 調査における「安心・安全」のお約束

- 📄 調査員は市発行の身分証明書を携帯
- 📅 事前連絡・調整のうえ公民館などで実施
- 🕒 聞き取り時間は1～2時間程度
- 👤 個人情報は厳重管理（無断公表なし）



📞 お問い合わせ・情報提供窓口

鳥取市教育委員会事務局文化財課（担当：佐々木）

電話でのお問い合わせ（受付：平日 9:00～17:00）

📞 0857-30-8420

電子メール：kyo-bunka@city.tottori.lg.jp